

平成 27 年度 第 4 回八幡市子ども・子育て会議

会議録

平成 27 年 11 月 24 日（火） 午前 10 時 00 分～

八幡市文化センター 3 階 会議室 3

1 開会

会長：それでは定刻になりましたので、はじめさせていただきますと思います。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。平成 27 年度第 4 回の八幡市子ども・子育て会議を開催いたします。はじめに、本日の欠席者と配布資料等の確認を事務局からお願いします。

事務局：（欠席者の報告、配布資料の確認）

会長：ありがとうございます。資料はお揃いでしょうか。もし不足等ございましたら言っていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。それでは、少し前回は振り返るということで、皆さんのお手元の第 4 回資料をみていただきまして、前回は条例案の作成に向けて実施したアンケート調査の結果についての中間報告ということと、それから条例案に記載する報告、構成についての審議、特別な配慮や支援に関する事項をどう位置付けるかということについてご意見をいただきました。本日は、前回の議論を踏まえて、条例案の骨子をつくっていただきますので、それに関する内容を考えるということが 1 つ大きな目標です。

2 「八幡市子ども条例案」の骨子について

会長：それでは早速議事に入ってまいりたいと思います。まずは先回の議論を踏まえてまとめられた条例案の概念図が資料 1 としてあります。それから骨子原案の検討のポイントというものが資料 2 であったと思います。このすべての資料につきまして、まずは事務局から説明をよろしくお願いします。

事務局：（説明）

会長：ありがとうございます。それでは事務局のほうからいくつかありました。この骨子の原案の資料 2 のほうの部分を順に議論をしていきたいなというように思いますのでよろしくお願いします。いくつか分割してお聞きしたいと思います。まずは資料 2 の 1 の総則、これが 1 の目的から 3 の基本理念までございます。この 1 ページに総則に関しまして、まずご意見をいただければと思いますけれど、いかが

でしょうか。

委員：基本理念(1)の部分で、子どもにやさしいまちづくりを進めることをすべての取組の基礎とするという、「すべて」というのはどのような範囲をイメージされるのでしょうか。それからもう1つ、基本理念の(2)で、子どもの幸せが第一に考えられるとありますが、第一というのはいろいろなところで言われており、そうしますと、本当の一番は何なのか。この2つを、この場にいらっしゃる方にこのようなことを言っている、このような内容のイメージですよということを説明いただけますか。

事務局：議論をしていただきたいポイントの部分だというようには思っています。これまで、子どもの視点というこの2年半の会議で議論をしていただきました。いままでは、どうしても子どもの視点という部分が、おぎなりになっていた部分があるのも事実かなと思います。そのような意味合いにおいて、踏み込み過ぎだというご意見もあるかも知れませんが、元からすると今回の「すべて」という意味で、まず考えてくださいねということが1点です。それと、子どもの幸せが第一ということで、子ども・子育て支援センターが、チルドレンファーストのキーホルダーをつくっており、基本的にメッセージ性の部分として第一に子どもの幸せを考えていきましょうと、きっちりとしつけなければならないことも、子どもを第一に考えている部分でもあるかと言えます。誤解を恐れずに言いますと、それなりの市民としてやはりきちんと社会全体で育てていくという視点も必要ではないのかなというように考えて今回、この2つの文言と、それと目的のところ、他市の事例からいくと、子どもに関する施策というような表記になっていますが、ここでは、子ども・子育てに関する施策としています。これもあわせてぜひともご議論をしていただければありがたいなと思います。

会長：今の説明いかがでしょうか。

委員：先ほどの2点については、私は「そうか」という気がするのですが、子どもに優しくない印象もあるのは、それは我々の目指している変化を感じていますよという一種の警告としてあるということですよ。子どもを第一にしていないというのは、子どもを大切にするという視点を外れていますよ、そのような間違った環境をつくっていますよという部分を気づかせてくれるもの、それでよいのかなという気がします。全体的に条例案の骨子としてはよくまとめられていると思います。その中で気になる部分を聞かせていただきました。

事務局：逆に気づかせていただいたのは、子ども条例ですから子どもに関わっての施策を考えていくにあたっては、まず子どもを第一に、親目線ではなくて、子どもの目線を第一に考えてくださいねというような、そこの兼ね合いの部分かと思いました。

会長：そうですね、順位というよりは子どもが重視されていないという問題をチェックするため重要な文言になってくるのかなというお話でした。ありがとうございます。子ども・子育ての、子育てという言葉はやはりここには入れておくべきではないかなと私は思うのですけれども。

委員：子ども・子育てというのは、やはりとても重要な意味を持つのだろうと思いますので、是非これは子ども・子育てというように認知するというのは、私は賛成です。これは考えてみますと、この子ども達が、例えば0歳から学校に入るまでの幼児教育を受けた子どもと受けていない子どもというのは、研究がだいぶ進んでいるというようには聞いておりますけれども、考えてみると5歳までの子どもが、あと15年経てば親になり得る年齢に達するわけですよ。18歳でも選挙権をとということにもなりましたので、本当に生まれてからの行事、学校教育というもものを、まちの基本理念に据えていくというのは、とても大事なことなのだろうなというように考えさせられます。

会長：ありがとうございます。子どもと言っているけれども15年経てば子育てする側になっていくということを考えれば、2つのことをセットにしておいたほうがよいのではないかなというようにあるかなと思いました。ありがとうございます。その他この総則のところでは何かございませんか。

委員：私自身も子育ては是非入れていただきたいと思うのが1点と、あと教えていただきたいのですが、「子どもにやさしいまち」というそのような表現は、他市などで使われるようなものなのかどうかということが1つと、やさしいというのはどのような意図でやさしいということを選ばれたのですか。

アドバイザー：これは条例ができたときには、逐条解説の中で入れられると思うのですが、子どもに優しいまちというのは、ユニセフが提唱しているチャイルドフレンドリーシティーズというものがあまして、今、開発途上国でも先進国でも子どもの権利に則した自治体づくりの認定をしていくそうです。ヨーロッパでは結構、イタリアなどさまざまところで、子どもにやさしいまちという認定をもらっているそうなのです。世界遺産みたいなものです。日本では、子どもにやさしい条例というかたちで入れたのは、奈良市がネーミングとして入れていらっしゃるけれども、目的の中で入れているのは最近少し増えてきまして、例えば大阪の泉南市や、関東でも相模原あたりでも少しずつ出てきているみたいです。ただ、基準がありまして、例えば子どもの声を聞く、それから自治体の子ども計画をつくりなさいなど、それから子どもの相談、救済制度をつくりなさいなど、いくつかの基準がユニセフの中にはあるようです。

会長：ありがとうございます。フレンドリー、やさしいということですね。世界的によくそのような言い方がされているということですね。

委員：この基本理念の(2)のところの網掛けのところの2行目、「子ども自身が本来の力を発揮しながら」と書いてあるのですけれども、子どもの本来持つ力というのはどのようなことを指しておられるのですか。例えば、可能性や個人的な才能みたいなものなのか、もう少しイメージを持たせていただければと思いますので、どのような意図で書かれたのかお聞きしたいと思います。

事務局：ここの(2)の部分は、資料1の上の子どもの最善の利益のトライアングルのところで、エンパワーメントをイメージしたものです。基本的に今までの感覚からしますと、どうしても親の期待に応えなければいけない、それに沿った働きかけのイメージだったのですけれども、環境や働きかけによって、本来ここに持っている力という部分を発揮してもらうのがこのまちが活性化していくものだというようにも考えまして、今回の条例では、人権を尊重する、自己実現、それとここに持っている力を発揮してほしい、これが逆に言葉だけではなくてすべての指示などに対してもありえることだと思えます。そこら辺の部分を考えたまちづくりでありたいなという思いもありまして、ここ最近のいろいろな研究の成果とこの自己実現と、本来持っている力を発揮するという思いが、大切であるということが言われておりますので、そのような部分でエンパワーメントでは、文言に入るとしんどいので、そのようなかたちに表現をさせていただいたというしだいです。

会長：ありがとうございます。

委員：よくわかりません。本来持つ力というのはみんな持っているのですけれども、意味はわかるのですけれども、本来持つ力と言われたときに、「ああ、これか」という感覚、同じ感覚で持てるかという意味でよくわかりません。説明していただいて、言葉は私も知っていますし、本来持っている力を発揮しましょうというのは、使ったことが無いと言われるとよく使っています。ただ、本来持つ力と言われたときに、共通認識、これがと思えないならこれは違う言葉のほうがよいと思います。例えば、先ほど申し上げたように、可能性や希望など、何かそのほうが広いのですけれども、ただ可能性と言われるとまだ自分の中の、まだ開花していないものが何か持っているものがあるではないかというようなイメージが、私は持ち合わせて、ただ、本来持つ力と言われると、何だろうというのがピンとこない部分がもしかしたらあるかもしれないなという意味で、こうして会があって、説明ができて、本来持っている力も発揮できてというお話は理解しやすいかもしれないけれども、読むだけや聞くだけの中ではわからない、共通でイメージしやすい文言をつかっていただくほうが

よいかもかもしれないなという気持ちがありました。

会長：ありがとうございます。ご質問の意図がよくわかったと思います。本来持つ力のイメージというのは、それぞれ読んでいる人によって違うという、無いという場合もあると思いますけれども、そのような言葉の影には可能性というような、より広い捉え方のできるほうがよいのではないかというご指摘だったかと思いますが、この辺りはいかがでしょうか。少し検討の余地があるという感じでしょうか。

委員：子どもというのは、存在自体が、力がいるような気がするのですね。そう私は思っています。ですから、子どもが5歳、10歳の頃はそれなりに何かの将来に開いていくものが力ではなくて、今健やかにしてもらうのが、それを社会としても、大人としても、大事なことではないかと思います。

会長：ありがとうございます。そのような解釈もありますよね。そのようなことを考えて、もう少し何かイメージが共通できるものを持たせた方がよいのかというご指摘だったかと思います。これはまだ今ここでどう言葉にするというようなことを決めることは、今日は必要ないということですか。

事務局：最終的には答申案というかたちになりますが、今回は骨子ですので、骨子として本日ご承認いただきましたら、年末年始にかけて市民へパブリックコメントをしたいと考えています。今日の意見を踏まえて一部修正を加えた上で、パブリックコメントを取った上で、またこの会議の中で議論をしていただくというかたちにしたいと考えておりますので、ここで文言がイコール、コンプリートというかたちの想定はしておりません。

会長：ありがとうございます。もう少し表現を考えて、最終考えてこうなるという言葉もちろんあるかもしれませんが、少し練る期間を取るということでよろしいでしょうか。

委員：本来持つ力を発揮しながら、というのは別に子ども自身が輝けるもよいし、いろいろな言葉があるので、本来持つ力でも駄目という意味ではないのですけれども、ただ言葉はメッセージなので、その言葉がそのまま「このようなことね」というようにイメージできるほうがより共通認識で持てるかなという気がしたので、あえて普段、本来持つ力というのは本当にいろいろなところで使われてはいますけれども、個々の解釈が違うということもあり、いわゆる定義がそれぞれ違った、「そのようなつもりではなかったです」みたいなこともあるので、もう少し共通でイメージを持てるような言葉にしていただけるほうが広くいろいろな人に共有できるのかなというように思ったので、この言葉にしてくださいという意味ではなくて、少し考えていただけたらと思いました。何かにこだわるわけではありません。

会長：ありがとうございます。そうしましたら、少しこの文言については検討するという
ことで進んでいけたらと思います。ありがとうございます。その他、総則のところ
で何かございますか。次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは2ページ目、子どもの大切な権利、これが4番から次のページの9番まで
で並べられております。この大きな2番ですね、子どもの大切な権利のところでは
何かご意見ございますか。

事務局：まず権利の場合「子どもの」を入れました。それがよいのかどうかご検討いただ
ければありがたいと思います。それと、検討のポイントのところ、各権利の部分
で、それぞれの方向性を「安心して生きる権利」、「心身ともに豊かに育つ権利」、「自
分を守り、守られる権利」、「社会に参加する権利」と括弧書きで表記をしております。
ここに書いているのは方向なのですけれども、議論していただければありがたいと
思います。

会長：ありがとうございます。

委員：子どもの主体的な育ちのところも、網掛けのところの2行目の真ん中辺りな
のですが、「他者とともに次代の社会を担うことができるように」とあるのですけれど
も、その前を読むと、「社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人として自己を確立
し」というところまでできて、その上で他者とのかかわりということであれば、協調
するとか、何か一緒にやるというような言葉が入っているとより他者とのかかわり
について、関わりする力みたいなものも必要になってきますから、そのような言葉
が入っているとよりよいかないというように思います。

会長：ありがとうございます。9の(1)の網掛けのところですね。例えば協力してなど、
そのような言葉が入ると、一緒にやっていくという感じがみなされるのではないかと
いうご意見なのですが。

事務局：これも資料1の概念図の部分で、子どもの幸せの部分で、人の役に立つ、社会に
役に立つというところで、協力して何かをというイメージよりは、個人そのものが
やはり社会貢献する、役に立つというような思いがありまして、このような表現、
強調してというよりは主体的に役にたっていくというようなイメージを持って言葉
を言っているところです。

会長：「協力して」を入れてもあまり問題はないような気がしますね。これは私の感覚で
すけれども、私たちとともにということなので、これは間違いなく協力してやっ
ていかないとできないという意味合いがありますので、そこを少し強調して書いては
どうかということだったのかなと私は思ったのですけれども、どうしましょうか。入
れない方がよいということではないですよ。無いよりは入れたほうが、より他者

とともにという部分が出てくるような気はします。いかがでしょうか。入れていく方向で調整していただくということにしたいと思いますがよろしいでしょうか。

その他ございませんか。この「子どもの」という文言について議論をしていただきたいということだったのですが、このすべての権利の項目に渡りまして、「子どもの」というのが付いておりますけれども、これはこれでいかがでしょうか。何かご意見がございましたらお願いします。これはこのままでよろしいでしょうか。

アドバイザー：関西ではあまり具体的に、この4つの権利を明記していないところが結構多いので、そのような意味では八幡市が、この前の議論を踏まえて非常に積極的に踏み込まれたのだなと思っています。

会長：関東や名古屋あたりでは、「子どもの」ではなくて「生きる権利」などそれだけなのですか。

アドバイザー：私も調べていないので。多分八幡市としては4条にあわせて「子どもの」というようにリズムが合うようにされたのだと思うのですけれども、関西ではこのような具体的な事例はないので、私もコメントのしようがないのですけれども、ただ厳密に言いますと、ポイントで出てくるのは、生きる権利の2と4が守られる権利、2が守られる権利に入るかなという意見がでるかなとは、生きる権利の4が育つ権利に入るのではないかと、それから子どもの育つ権利の4が、必要な情報を活用であげたらこれは3番に入るのではないかと、などの意見がパブリックコメントではでるかなと思いますけれども、ただ、私としては八幡市がもしこれを可決したら、とても関西では珍しいなと思って喜んでます。

会長：ありがとうございます。権利の記述が突っ込んでいるというご指摘をいただきました。確かに細かく見ていきますと、カテゴリが少しもしかしたら違うというご意見が出てくる可能性もあるかもしれませんが。

アドバイザー：それと6条に遊びを入れるのは奈良市がとても保護者から嫌がられました。遊びの定義をどうしてくれるのですかということで、ゲームを止めるのに皆さん必死なので、だから具体的に入れるのを嫌がるところが多いです。だから八幡市はよく組み込まれたなと思っています。

会長：これからはもしかしたら、出てくるかもしれませんがね。少なくとも案としてこのように出して議論していくということで。

アドバイザー：そうですね、私たちは集団遊びや自然遊びをイメージしますが、親御さんからしたら毎日のゲームをどう止めさせようかと思っていますので。

会長：そのような議論の余地もあるだろうということだと思っておりますけれども、ということでこれがうまく確立すれば、先進的なモデルになる可能性があることなのかなと、

今お話をお聞きして思ったのですけれども、その他、ほかにこのところでご意見ございませんか。

委員：6番の子どもの育つ権利の④で、成長に必要な情報の入手や活用とあるのですが、具体的には何を指すのですか。

事務局：育つ権利というカテゴリの中で括らせていただいて、まず、情報を知らされるべきだということがありまして、下に発達の関係の文を掲載していただいた関係上もあって、自身の育ちに対して必要な情報ということで、基本的にあらゆる情報ということで、特別にこれをというものは決めてはいませんでしたけれども、情報は知る権利の関係もあろうかと思えますけれども、一個の主体として考えていくと、当然自ら育ち、成長していくための情報というのは必要ではないかなというように考えて、それをただ単に受け入れるだけでなく、活用もできればよいなというような希望で整理させていただいたものです。

会長：ありがとうございます。具体的なものというのは、想定はとくにされていないということなのですか、いかがでしょうか。その他ございますか。

委員：子どもの育つ権利のところの遊びということに少し発言させてもらいます。この2と3というのが、相互関係にあるのではないかなと思うのです。自然の中、文化・芸術、遊びというのは、絶対に切っても切れないですので、特に京都はそのようなものの発信の地であるというくらいの考え方をもたないと、遊びというところが必ずこちらのほうにも結び付いてくるというような捉え方をしているのですが、それは今のお母さんたちには間違っているのでしょうか。ただそのことが限度などというところに親は心配して考えるかもしれないけど、それはけしてそうではないということを強調していきたいなと思います。ぜひこの遊びというのは恐れずに入れるべきではないかと思います。

会長：ありがとうございます。必ずここに遊びという文言を入れておくべきだと、そのような意味ですね。たしかにそのとおりだと思います。子どもの遊ぶ権利に関する人権というのは、私はどこかでやったことがあるのですけれども、世界的にも遊ぶ権利を持てるというようなことですので。その他ございますか。そうしましたら、まだ半分もいっておりませんので、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。それでは大きな3ですね。大人等の役割というところ、10番の共通の役割から次のページの市の責務までですね。3ページ、4ページにわたっての文章ですけれども、これにつきましてご意見ございましたらお願いしたいと思います。ちなみに10番の網掛けのところには、ここにも本来持つ力というのが記載されておりますので、これについても変更して先ほどの状況ですね、文言の研究をしていくということですよ。

けれども、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。事務局のほうでこのポイントを1つ議論していただきたいというようなことはございますか。特にありませんか。

アドバイザー：他市でよく議論になることなのですが、11条の保護者の役割というところでして、これが、いくつかのところでもめるのは、結局、親御さんがとても孤立していらっしゃるって、安心して子育てしたいのに、追い詰められているところに、これを言われると余計追いつめられるということで、先ほどのエンパワーメントもそうなのですけれども、子育ては親が育てるのか、社会が育てるのかなというあたりが、条例としてどう示されるのか、というのは、パブリックコメントで出てくると思うのです。それで何が言いたいかといいますと、11条だけを読みますと、少し子育てに悩んでいる人からしたら、わかっているけれど追い詰めないでというかたちがするので、奈良などでは、市のほうはやはり保護者が安心して、ひとり親でも支えていきますよというメッセージをどこかで入れてくださいということが出たのです。もしかしたら、計画では当たり前の議論でこれられていると思うのですけれども、情報の中にもそのような解釈があり、これとこれがセットなのですよというのができたらよいなど。パブリックコメントで、おそらく親にもっと厳しくすべきだという意見と、私がこれだったらもうやってられませんというのと両方であるかなと思ったので、意見をさせていただきました。

会長：ありがとうございます。この文言だけを導くと、追い詰められている親がより追いつめられる可能性がないとは言えないというご指摘があると思います。その部分をフォローできるような方法がもう少し加わるとよいのではないかと、それも守り、コメントででてくるかもしれないというご意見なのかと思います。ありがとうございます。そのあたりを含めまして、何かございましたらお願いします。

委員：今のご意見で少し関連してなのですが、ここに記載できるのかどうかかわからないのですが、この3番の大人等の役割のところ、先ほどから条例の中に子どもだけではなくて、「・子育て」と入るのは是非入れてくださいと私も思うのですが、その中でも子どもの権利が保障されて生きるということとともに、子育てがしやすいみたいなところを含めてそれを子どもの幸せに繋がるのかなと思うので、子どもにやさしいまちづくりなのですが、子ども・子育てにやさしいまちづくりになりたいなというところで、この保護者だけがやるのがというように、本当はお母さんなど記載される部分でないとしんどいと思うので、何かそのように社会で支えて子育てするのだ、みたいな、文言がどこかに入るなどしないかなと希望としては思います。

会長：ありがとうございます。そのような社会で育てるのだよというようなメッセージが

どこかにもう少し入れたらどうかというご意見なのかと思います。

委員：私も今のご意見にとっても賛成なのですが、感じたのはやはり、最初に大人等の役割と書いてしまっているのが、共通の役割、保護者となってしまいますけれども、上の共通の役割の部分を読ませていただくと、何となく感じたのが、子どもや子育てを取り巻く、社会の役割的な感覚かなというように思ったのです。そうなるこの保護者に限らず、取り巻く環境とそれに携わる人というようなイメージになるかなというように少し感じたのです。子ども達はやはり両親なり、親がいてということがあるのですけれども、これだけたくさんの情報が溢れていて、いろいろなことが目まぐるしく動いていく中では、両親やお母さんなど、単体でサポートするのはとても大変なので、やはりいろいろな人たちのサポートがあるなどするのが助かることだと思いますし、自分の親から言われたことには反発しても、隣のおばさんが言ってくれたら反発しないみたいなことで、よくあることで、これは世代を超えても同じだと思うのです。ですからやはり子育て、保護者となんとなく、他人も入ったらいけないような感覚もってしまうので、広く解釈していただけるようなことが盛り込んでいただけたらありがたいかなというように感じました。

会長：ありがとうございます。今少しお話を聞いていますと、共通の役割という部分を例えば社会の役割というようなかたちになって、例えば、この11、12の保護者、地域住民の役割というのは大人の役割ということで括られるなど、そうすることで保護者だけというような意識が分散するという、文言をまた書き直す、構成し直す必要があるかもしれませんが、例えば今のご意見からすれば、社会の役割、大人の役割で施設関係者の役割との柱立てにすることも可能なのかなというのを感じたのですけれども、そのあたり、ご意見をいただきたいと思います。

委員：大人と括らずに、保護者・地域住民などと並べていただけたらいいのかなと思いました。

会長：ありがとうございます。その保護者と地域住民というようにはっきりとわけてある場合は、書くことで逆に限定してしまうこともありますよね。いかがでしょうか。

事務局：1つは、子どもが安心して生活するというのと、安心して子育てができる、そのこの文言は共通の役割のところには何かのかたちで入れ込める部分はあるかなというところは考えます。逆に、保護者の役割、地域住民の役割はきっちりと保護者は子育ての責任者であるということは、まずこの会議で訴えていきたい、しかしそれを全部担うのではないということを思いますと、少し(4)が、かえって重荷になってくる部分があるならば、削除していくという部分があるのではないかなというように思います。さらには、市の責務のところでは、市のほうできっちりと保護者を

サポート、必要な支援をおこなうというように明記しています。子育てにがんばっていらっしゃる方など、いろいろいらっしゃいます。しかしながら、条例ですので、最低限のルールとしてはまずあるのですよね。でもしんどかったら言ってください、きっちり市なり、社会全体でサポートしますよという、そこがコアの部分です。子どもを産んだけれども育てる気がないので、もうここは知りませんよというような社会を今回この条例の中で望んでいくのかというと、そうではなくて、きっちりそれぞれの権利と役割の責務を果たさせて、よりよいまちづくりをしていくのかなというこのポイントにもなるのではないかなと。それぞれの役割があり、役割を当然果たそうとは努力する、でも、できない場合が当然ありますよね。その場合はきっちりと支援をしていくということが、1つ目的であり、そこから具体的な内容になってくると、もう少しソフトにというのはあるかも知れませんが、条例はその辺からすると、最低限の部分としてはきっちりと押さえていく必要があるのではないかなというように考えますが、そこを是非ご議論をいただきたいです。今の11番のところというのは、別に無くてもよいのではないかなと、そこまでは必要ないのかなということは感じました。

委員：今お話を聞きしていて感じたことなのですが、(4)のところなのですが、保護者とはということで、市が実施するということになってはいますが、逆に市が実施する子どもや子育てに関する施策など、支援の事業の考え方でいくと、保護者をサポートするというようなかたちの視点を少し変えてみたらよいのではないかなというように思うのです。今の説明を聞きしていると、やはり市としては、負荷をかけよう、追い詰めようという意図ではなくて、単に産みっぱなしでよいのではないという思いも込めた中で、しっかりとサポートしたいという考えが伝わってきましたので、それは削除するよりも市が実施するという、これをもって保護者をサポートしますよというような、少し視点を変えた言葉に変えられたほうがよいかなと思いました。

会長：ありがとうございます。そのようなかたちで保護者をきっちりと支援していきまうというのは、どこに入ったらよいですかね。一番上、10番のところにもう少し強く書くということでしょうか。保護者の役割に行く前にあったほうがよいなど、順番としてはあったほうがよいかもしれません。それを踏まえて、役割というのが書かれているという、そのような意味ではしっかりと支援していきまうというのが、社会の共通の役割のところしっかりと書き込まれるということが必要ですよね。今の10番のところ、保護者の支援ということについては、あまり書かれていませんので。

委員：今おっしゃったように、私たちは日々暮らしていて、子育てに携わっているのですけれども、困ったときに、どうしようと思ったときに、大事にならないうちに、とりあえず相談してみる、聞いてみるみたいな感覚がみんな持てればと思います。始まりはそんなに大きなことではなかったかもしれない。だけど誰にも相談できずに、ということが、やはり大事になってしまったということをよく見ますので、ですから、きっちり明記していただくことで、とりあえず何かわからないけれども、市役所に電話して聞いてもらおうかみたいな仕組みができれば、お母さん方にとっては、どれだけされるかは別としても、心強いのではないかなというように感じますので、そのようなことが、わかりやすいことが大事かなと思います。

会長：ありがとうございます。そうですね、10番のところに今おっしゃっていただいたような、保護者をしっかりサポートしていくというようなことをわかりやすいように挿入していくという方向がよいのかもしれないなというように思いますけれども、いかがでしょうか。

事務局：先ほどの意見でもありましたので、10番のところで、たしかに①、②、③と、子どもに関する領域だというように思います。従いまして、とりあえず子育てにやさしいまちの観点と保護者支援の2つの項目なのか、1つの項目なのか、キーワードは2つとして、そこの部分については再度、調整を図っていきたいというように感じます。

会長：ありがとうございます。その他ございませんでしょうか。

委員：あえて申し上げますけれども、保護者の役割として、市が実施する施策に積極的に、お父さん、お母さんが関わりをもってくださいよ、というスタンスはあってもよいのではないかと思うのですね。行政側が、このようにして子どもたちの幸せを担いますよと、このような思考でおりますよと、そのようなものをつくりあげた上で、その中の1つは、子育てという切り口でみますと、お父さん、お母さんに対して、できるだけサポートをしますよ、それを前提として、お父さん、お母さんは市がやろうとしていることにも関わってくださいと、もしこれがないと、親として一定の距離をおいた状態ができてしまいます。市のやることは市でやっておいてよというスタンスが、成り立ってしまうのではないかということを感じます。

会長：ありがとうございます。今のご意見、重要なご意見だと思います。

委員：私もここは削除しなくてもよいのではないかと思います。子育て支援のこととは別に、上のほうに盛り込むなどされまして、今のところで他の委員が発言されたこと、私もとても重要な部分があると思います。このようなことを書きますと、親にプレッシャーをかけるのではないかというように思われがちですが、しかしこれ

から子育てをしていく上で、いろいろな今までにわからなかったような病気や伝染病など、そのようなものが出てきたときに、これがきっちりと子どもに関わる健康、親の健康など、行政が守っていかなければいけない分野が出てくるような気がするのです。そのようなときには、このような施策で積極的に関わるように、というような文がどこかにあってもよいのではないかなというように感じています。

会長：ありがとうございます。

事務局：順番もそうなのですが、市の部分については責務とさせていただきます。

役割でなく責務としています。今のこの議論からしますと、市が行う、協力を求めるというようになると、逆に市の部分を一番上にもっておかないといけないのかなと。市はこのような責務がありますよという、ですから共通の役割と、10番、11番の間の部分で、市の部分があるので、かつその後、それぞれ保護者等の役割の中に市の施策に協力してもらいますよね、というようなかたちになるのかなと。同じように、市も役割でよいですよ、位置づけも最後によいですよというのであれば、ここは少し合わせて議論していただければありがたいと思います。

会長：ありがとうございます。市のできるというところで、きちんと教わってくる支援というのをやっていくということが可能であれば、それも前に持ってきた方がということと考えます。確かに、11番の(4)は、市の施策ということになっていますので、それを前にあったほうが整合性があるといいますか、4番は残すか残さないかという議論は有りますけれども。この視点というのは、ないのではないかという今お2人のご意見だったかと思っておりますので、その点を含めまして、またご意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

委員：先ほどおっしゃったように、市の責務を先にもってきたほうが、しっくりくるかなというように感じました。市はこれにするよと先に言ってもらって、それに対して保護者なり地域住民なり、まわりの人たちはこのようなことをやっているねというほうが、感情的にも入れやすいかなと思うのです。

会長：ありがとうございます。そうですね。市の責務はやはり上のほうにもってきていただくほうがたしかによいかなという思いがします。そうしますと、この11番の(4)をどうしましょうか。残す方向でいってよろしいですか。市の責務をしっかりと位置付けていけば、4番も逆にあったほうがよいのかもしれないなという気は私も今の議論で思いましたので、それではその方向で進めさせていただきたいと思いますが、調整をよろしくお願ひしたいと思います。そうしましたら次に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

委員：今の4番のところなのですが、何度も読みながら感じていたのは、先ほどおっしゃ

った、他市でしんどいのに、このようなことを言われたよ、みたいな話で、これは他市であったとしても、市は何も保護者や親御さんを圧迫しようと思っていないのに、そうとられてしまうということだと思えるのです。これはこの文章が理解してもらえていないことだと思えるのです。市が実施する子ども・子育てに関する施策に積極的に関わるように努めることによって、保護者の子育てがしやすくなる、保護者の子育てが楽になるというようなこと意図だと思います。その意図をもう少しわかりやすい言葉で結んでいただけたら、伝わりやすいかなというように思いました。この努めるものとしませとあると、何か本当に言葉がしんどいです。ですから、言葉をもっと少しやわらかくするという意味ではなくて、意図を明確にするような言葉をとっていただけたらありがたいかなと感じました。

会長：ありがとうございます。この努めるものとするだけでは少ししんどいのではないかなということですね。

委員：努めるはこれは、勤務の務ではなくて、努力ですよ。

会長：少しここを工夫して考えていくということでこの場はまとめさせていただいてよろしいでしょうか。たしかに少しきつい部分があるかもしれません。この項目自体は残していくということをお願いしたいと思います。

そうしましたら、子どもにやさしいまちづくりの推進ということで、ページで言いますと4ページの1番下ですね。16番から20番の部分で、ご意見ございませんでしょうか。

18番が前回議論のあった特別な配慮、支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援に関する部分ということになるかと思えます。どの点からでも結構です。ご意見がございましたらお願いしたいと思えます。

事務局：前回の議論を踏まえて18番を位置付けさせていただきましたが、ここで検討していただきたいのは17番の子ども会議との位置関係です。16番に子ども・子育てに関する施策の策定及び推進ということになります。それでその次の部分に、18番の支援の関係のほうがよいのか、そのまま子ども会議の位置関係がよいのか、ということもあわせて議論をお願いしたいと思えます。

会長：ありがとうございます。この17、18の順序ですね。たしかにこれでよいのか、そのあたりも含めまして、ご意見をいただければと思えます。

副会長：17と18は逆の方がよいように思えます。

会長：そうですね、わたしもどちらかというとならぬ方が、よいような気がします。いかがでしょうか。それでは順序を逆にするという方向でよろしいですか。そうしましたら、17が特別な配慮支援を必要とする子どもとその家庭に対する支援、18が子ども

会議ということで、順序を逆にします。ありがとうございます。その他ございますか。

アドバイザー：この部分に関しては、多分パブリックコメントから出てくるのは、参画するということだと思えるのですけれども、その参加する権利の中に参画とありまして、男女共同参画の解釈で言ったら、子ども達もまちづくりに何か意見を言うだけではなくて、それを何か選択していく、決定に少し関わるとというのが参画だと思えるのですね。ですから、子ども会議のところ、市長に提出するとなっているのですけれども、もちろん市長は聞いたことはきちんとやると思えるのですけれども、それに対して応答責任といいますか、できないならできないことを答えていく、できるならどのように実施していくという、先ほどの子ども4つの権利の参加の中での参画というのは、8条の③の中にありますので、そこは少し意見を述べる人がいるのではないかなと思います。

もう1つは、ではそれ以外のこのような部分に出てくるのは、前回の議論にもなっていましたけれども、先ほどもおっしゃっていましたが、お父さん、お母さんで助けてと言えるようにしましょうというのととも、今を生きる子どもが助けてなど、子どもが直接声をあげられるというところがあるのかどうか、というところは多分もしかしたら意見が出てくるのではないかなと思います。いじめや体罰、虐待などに子どもが助けてと言えるところが、しっかりと検証としてあげているかなというの思います。これが2点目です。

3点目は、計画の検証なのですが、この委員会の中でずっと議論されてきた計画は、どちらかという国の方針が大体就学前のことですので、どちらかという子ども・子育て支援事業計画の進行管理になると思います。実際に条例の検証ができるかどうかというのは、大丈夫なのかなと思ったのですけれども、子ども・子育て支援法に基づく、この子ども・子育て会議が、条例の運営外や運用外など、要するに条例で書かれていることがしっかりと行われているかどうかを検証すると、いろいろな各事業が子どもの条例の視点で行われているかを検証するという文言を付け加えるのはよいと思えるのですけれども、これは中高生にも関わる施策をしっかりと検証できるかなと思えたので、それが1つです。

最後に4点目は、庁内体制がすでにあるならば、ここに、注釈のところに入れておられるところもあるので、ここは実際にどうかと思いました。

会長：ありがとうございます。重要なお指摘をいただいたと思いますが、参画について、これは子ども会議のほうに参画という言葉が入っておらず、参加となっているのですね。

アドバイザー：今後の議論を踏まえて、このような表現が私はよいと思うので、なるべく文章を変えようと言っているだけですけれども、パブリックコメントでそのような意見が出たときに、応答責任は出てくるかと。

会長：ありがとうございます。それと関わってですけれども、意見をまとめて市長に提出することができるけれども、それを受けた市長がどう対応するのかということを書いていただけるのかということです。参画という言葉との関係で言いますと、実際にそのような市の施策に参加していくということも含まれると思うので、意見をだしてそれをどう扱われていくのかというところを、どこまで表現するかは別にしましても、そのような言葉が書かれている必要があるのではないかというご意見でした。それと、もう1つは、子ども自身が直接助けてと言えるような機会というのを設けるというようなことが、少しこの表現として見当たらないということでしょうか。2つ目ですね。それと、計画と検証のところ、これは国の法律では、基本的に就学前の年齢の子ども達が念頭にあるということで、中高生などに対する施策というのをどうしていくのかということと、もう1つは、条例に基づいてそれぞれのスタッフが運用されているかどうかという検証が必要であろうと、それから条例体制については、まだできていないでしょうか。以上、4点でご指摘いただきました。これにつきましては、いかがでしょうか。

事務局：子ども会議の関係はすでに今運用をされて、12年になりました。従いまして基本的には市長が受けて、いろいろ反映もしているところです。これまでの経過を含めて、整理するのであれば整理するというところで、少しお時間をいただく必要があるのではないかとこのように考えます。市としては現段階で、運用上で問題があるというような認識はしておりません。逆に条例で定められていないのに、この12年間続けてきたということですので、その成果を含めて今回きっちりと位置づけをして、継続できるものにしていきたいというものです。それと、いじめに関する部分については、いじめ防止対策委員会規則が定められておりますので、その部分をよくすることは必要であるかどうかということは、正直どうかと、逆にいえばそちらのほうが早く制定されておりますので、それを踏まえた上の対応でよいのではないかなというように考えております。

さらに運用の関係では、当初は事業計画の策定をメインにしていました。しかしながら、来年度以降もいろいろな部分で諮問をしたいというかたちになってくるとは思います。この会議以外に新たにそのようなものが必要であれば、今回の条例案の諮問を受けて、それに対して答申をする、当然ここに役割というものを含めて、継続してきっちり検証をしていただくとありがたいと考えております。

会長：ありがとうございます。その子ども会議の参画という言葉ですね、これを参画とするのは、難しいところだとは思いますが。なかなか本格的な言葉を知らない人もまだいるかもしれないですけども、この文面で言うと、参画としたほうがより実態を表現していることになるのではないかなということかなと思うんですけども、そのような文言の変更につきましては、皆様のご意見を、お考えでも結構ですけども、もう少し議論をしていくということで進めてよろしいでしょうか。何かご意見がありましたらお願いします。より主体的に参加して、実際に一緒に施策を進めていくというような意味合いのものが参画という文字には込められているように思いますので、そのような意味では、よりそちらのほうがよいような気も思いましたので、その辺りをもう少し最終に向けて詰めていくことにさせていただいてよろしいでしょうか。

それと、子どもが直接助けてと言える場をというのは、すでにあるというようなお答えだったと思いますけれども、この条例の中に何らかのかたちでそのような表現を入れていくという方向は考えられなくはないという、実際にやられているということも含めて、このような場をしっかりと見せていくということが入っていてもよいかもしれないです。

事務局：いじめ防止対策については教育委員会サイドでやっておりまして、当然そこの体制も含めて相談に対するものもあります。あと、虐待という場合、本人の申し出の部分、大体小学校で本人申し立てをするのですよね。就学前でみると、園のほうで逆に先生方から日常のチェックをして、そのような状況におかれている子どもを発見し、通告するという部分があります。本市の場合でしたら意思表示ができる3歳以上については、ほとんどの子ども達が学校園で生活を送っていて、そこは、きちんと本市のネットワーク体制の中でサポートがやれているというように思っています。事業サイドでみたらあえて明記する必要性はないと判断をして、今回外しているという状況です。

会長：ありがとうございます。私からの質問なのですが、他の自治体などはそのような場の例示を条例の中でしたりしているのでしょうか。

アドバイザー：私はあなたの悩みを言うてくださるということをお願いわけではなくて、条例としてこれから皆さま方が、条例を検証していく視点として、子ども最善の利益のためには、大人のがんがれが子どものがんがれとは限らないから、子どもに聞きましょう。実際に既存の窓口は、本当に子どもがちゃんと電話しやすいものなのか、しんどくて孤立して、お母さんが本当に相談がどれだけ多いのか、という、だから皆さま委員が、各既存の窓口で子どもが直接電話してくるのが何件あるのかと要求

するときに、検証の視点として、少し一行でもあったら、先ほどの社会で子どもを育てるもそうですし、本来の子どもの力も育てて、非常に重要な視点で検証していくときに、その1つとして保護者、子ども達が本当に直接、もちろん学校でいじめのことというのは学校の先生というのがもちろん大事ですので、それも含めてですけども、子どもが助けてと言えているのかなという検証の視点を一行でも入れてあるとよいかと思いますので、新たに何かをつくってくださいということまでは申しません。

会長：ありがとうございます。そのような今おっしゃっていただいたお話で、子どもが直接助けてと言えるような配慮がなされているかというところの視点をどこかにと、どこにあるとよいかかと、おそらくこの4番の中のどこかになると思うのですが、そのような視点を一行でも入れてもらえればというご指摘だったと思います。これも検討課題ということで進めていただきたいと思います。

事務局：今回、基本的に理念条例のイメージで、流させていただきました。ですからあくまで今回骨子案として書かせていただいたのは、理念条例としての位置づけで、その具体的な個々の部分については、会議運営や事業計画の中身であるなどというかたちのもを条例の中で言うようなイメージではなく、当初からの議論の中の経過からして、理念条例で行こうということでしたので、そちらの部分についてはできるだけ省いてシンプルにということでしたので、そのようなかたちでやらせていただいたということです。

会長：少し今思いましたのは、16番の部分が、この中の1つにそのような視点が入っているのかなと思ったのですけれども、この16番にはその施策に対する視点が書かれてあると思うので、この中に今言っていたような、子ども自身が助けてと言えるような関係づくりがされるなど、入れるとするとその辺に入ってくるかなという気も私はしました。その辺りも含めまして、もう少し検討してパブリックコメントに出すという方向になるかなと思います。いかがでしょうか。

時間が迫ってまいりました。一応最後の雑則なのですが、雑則及び全体を通しまして、何かご意見等ございましたら最後にお伺いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員：18番が入った議論は、私は聞いていないので、検討違いただったら申し訳ないのですが、特別な配慮が必要な子ども達に対する支援というところで、(1)なのですが、ここは多分インクルーシブ教育や合理的配慮をするなどというところが背景で入っているのかなと思うのですけれども、差別解消法ができたといったようなところがありまして、そのときに、(1)3行目のところで、成長し、自立していける

ように必要な支援を行うように努めるというところなのですが、障がいのある子どもたちなどとすると、そのような参加するみたいところが難しいといえますか、一緒にそこから排除されてしまうみたいなどころがあるので、はじめのところから参加する権利がずっと謳われてきてはいただいているのですが、特にそのようなことが復唱されにくいことも多いので、何か成長し、自立するみたいなどころで、何か参加もできるというような文言をここに入れていただくことが問題なければ、考えていただけないかなということです。

会長：ありがとうございます。18番の（1）の部分ですけれども、成長・自立という言葉だけではなくて、参加から疎外されるという部分は、たしかにご指摘のとおりだと思います。その辺も含めまして、参加と言う言葉を入れていったらどうかというご意見だったかと思います。その点はその方向で今後の調整をしていただければと思います。ありがとうございます。その他ございますか。

いろいろ貴重なご意見を、いただきまして、誠にありがとうございました。これを踏まえまして、もう一度条例案の骨子を修正しまして、年末から年始にかけて市民の皆さんからの意見聴取のパブリックコメントを実施したいと考えておりますが、それでよろしいでしょうか。この調整したものというのは会長、副会長の一任ですか。

事務局：調整させていただいて、案が整いましたら、パブリックコメントをやる前に委員の皆さまのほうに同じものを送付させていただくというかたちになります。

会長：パブリックコメントの前に委員の皆さま方にお知らせするというので、その時にご意見いただく可能性はあるのですか。

パブリックコメントの前の部分についてのご意見も追加してということはないですけれども、このようなものを出しますというご報告をさせていただくということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。それではこれを持ちまして本日予定しておりました議事を終了いたします。まことにありがとうございました。最後に事務局のほうから連絡事項はありますでしょうか。

事務局：(次回報告)

会長：ありがとうございます。それでは、これを持ちまして第4回八幡市子ども・子育て会議を終了いたします。本日は長時間にわたり誠にありがとうございました。

3 閉会